国指定舟志ノ内鳥獣保護区及び同舟志ノ内特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第６項（同法第29条第４項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ熊本県熊本市西区春日２―10―１熊本地方合同庁舎Ｂ棟４階九州地方環境事務所（電話番号096―322―2413）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成27年１月16日　環境大臣　望月　義夫

記

１　日時　平成27年２月12日（木）13時00分から14時30分まで

２　場所　長崎県対馬市厳原町今屋敷661番地３　対馬市交流センター３階中会議室

３　案件　国指定舟志ノ内鳥獣保護区及び同舟志ノ内特別保護地区の指定について

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人山本武久の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成27年１月16日　東京法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年１月16日

九州地方整備局長　金尾　健司

１　処分をした年月日　平成26年12月18日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　門田建設株式会社　門田　治男　長崎県佐世保市天満町２―30　国土交通大臣許可（特―23）第1951号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年９月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年１月16日

九州地方整備局長　金尾　健司

１　処分をした年月日　平成26年12月18日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　コーアツ工業株式会社　白石　純孝　鹿児島県鹿児島市伊敷５―17―５　国土交通大臣許可（特―24）第1821号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年９月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年１月16日

九州地方整備局長　金尾　健司

１　処分をした年月日　平成26年12月18日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ワンズプラン株式会社　古川　孝一　福岡県太宰府市国分５―21―31　国土交通大臣許可（般―22）第23776号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年10月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年１月16日

九州地方整備局長　金尾　健司

１　処分をした年月日　平成26年12月18日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　麻生商事株式会社　栗尾城三郎　福岡県福岡市早良区百道浜２―４―27　国土交通大臣許可（般特―23）第5966号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年10月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年１月16日

九州地方整備局長　金尾　健司

１　処分をした年月日　平成26年12月18日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　松島港湾運輸株式会社　井上晃治郎　長崎県西海市大瀬戸町松島内郷2573―３　国土交通大臣許可（般―24）第15852号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年11月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

解散命令書

○近畿運輸局公告

次に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成27年１月16日

近畿運輸局長　土屋　知省

１．東部自動車事業協同組合
　大阪府東大阪市衣摺６丁目３番32号

２．東部大阪地域物流協同組合
　大阪府東大阪市長田西２丁目４番７号

３．尺松物流企業組合
　大阪府藤井寺市北條町13番７号

記

解散命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

【教示】　この処分に不服がある場合は、行政不服審査法に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

ただし、天災その他審査請求をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して１週間以内にしなければなりません。

なお、処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由ない限り、この審査請求はできません。

また、行政事件訴訟法に基づき、不服申立の手続きを経ずに、処分があったことを知った日から、６ヶ月以内に国を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

なお、訴訟においては国を代表する者は法務大臣となります。（処分があったことを知った日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を超えたときは、正当な理由がない限り、処分の取り消しの訴えを提起することはできなくなります。）

いずれの場合も、郵送に要した日数は、上記の期間に算入されません。